

平成 30 年 7 月 3 日

NPO 法人禁煙推進の会えひめ  
会長 松岡 宏 様

愛媛県保健福祉部健康衛生局  
健康増進課長

「受動喫煙防止条例」制定等の要望に対する回答について

平素より、本県の保健福祉行政に御協力を賜り感謝申し上げます。

6 月 25 日に郵送により受理しました標記について、以下のとおり取りまとめましたので、回答いたします。

要望項目	回 答
1 公共の場を完全禁煙にする「受動喫煙防止条例」を制定して欲しい。	公共の場における受動喫煙防止対策については、健康増進法の改正により、対策の強化が進められることとなりますが、対象施設及び防止措置の詳細については、今後、政省令等により示される予定です。「受動喫煙防止条例」については、必要性も含め、これらの動向を注視するとともに、県民各層からの御意見を十分に踏まえて検討する必要があると考えており、現時点では、直ちに条例制定に取り組む予定はありません。
2 議院棟を含めた官庁舎を敷地内禁煙にして欲しい。	健康増進法の改正による受動喫煙防止対策を踏まえて検討する必要があると考えております。
3 公用車を全て禁煙にして欲しい。	今後、規定の整備を検討したいと考えております。
4 勤務中の県職員の喫煙を止めて欲しい。(地方公務員法の職務専念義務違反であると思うが、県の見解を教えてください。)	勤務中の喫煙については、社会通念に照らし、職務に支障を及ぼさない範囲に限り認めております。 なお、喫煙による長時間の離席等により、職務に影響を及ぼしたりすることは当然許されることではなく、職員に対し、その旨の周知徹底を図っております。
5 喫煙職員に対して、喫煙病であるから禁煙治療を受けるように指導して欲しい。	県では、世界禁煙デー・禁煙週間における各種啓発活動の展開の他、職員厚生室における禁煙相談、共済組合における禁煙支援等を通じて、職員の禁煙を推進しているところで、職員の喫煙率が年々減少しておりますので、今後も引き続き、職員に対して喫煙対策への機運の醸成を図ってまいります。